（特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請）

**第十条の十六**　（略）

2　第十条の四第二項（第五号に係る部分を除く。）から第九項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同項第九号中「優良産業廃棄物処分業者」とあるのは「令第六条の十四第二号に掲げる者」と、「法第十四条第七項」とあるのは「法第十四条の四第七項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十六の二第一号」と、同条第三項中「次条第二号」とあるのは「第十条の十六の二第二号」と、同条第五項中「次条各号」とあるのは「第十条の十六の二各号」と、同条第六項中「優良産業廃棄物処分業者」とあるのは「令第六条の十四第二号に掲げる者」と、「法第十四条第七項」とあるのは「法第十四条の四第七項」と、同条第七項中「この項」とあるのは「第十条の四第七項」と、同条第八項中「第五号」とあるのは「第四号」と読み替えるものとする。

3　（略）

（産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出）

**第十二条の十の二**　（略）

2　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～三　（略）

四　前条第六号に規定する事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（前条第六号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類。前条第六号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）並びに法人にあつては登記事項証明書（同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る。）

（準用）

**第十二条の十二の十九**　（略）

| | | |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| 第六条の二十四の八第四項第十六号 | 法第七条第五項第四号イからルまで | 法第十四条第五項第二号イからへまで |
| （削る） | （削る） | （削る） |
| 第六条の二十四の八第四項第十七号 | 法第七条第五項第四号リ | 法第十四条第五項第二号ハ |

（特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請）

**第十条の十六**　（略）

2　第十条の四第二項（第五号に係る部分を除く。）から第八項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同項第九号中「優良産業廃棄物処分業者」とあるのは「令第六条の十四第二号に掲げる者」と、「法第十四条第七項」とあるのは「法第十四条の四第七項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十六の二第一号」と、同条第三項中「次条第二号」とあるのは「第十条の十六の二第二号」と、同条第五項中「次条各号」とあるのは「第十条の十六の二各号」と、同条第六項中「優良産業廃棄物処分業者」とあるのは「令第六条の十四第二号に掲げる者」と、「法第十四条第七項」とあるのは「法第十四条の四第七項」と、同条第七項中「この項」とあるのは「第十条の四第七項」と、同条第八項中「第五号」とあるのは「第四号」と読み替えるものとする。

3　（略）

（産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出）

**第十二条の十の二**　（略）

2　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～三　（略）

四　前条第六号に規定する事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（前条第六号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類。同条第一項第二号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）並びに法人にあつては登記事項証明書（同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る。）

（準用）

**第十二条の十二の十九**　（略）

| | | |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| 第六条の二十四の八第四項第十六号 | 法第七条第五項第四号イからルまで | 法第十四条第五項第二号イからへまで |
| 第六条の二十四の八第四項第十七号 | 法第七条第五項第四号チ | 法第十四条第五項第二号ハ |
| 第六条の二十四の八第四項第十七号 | 法第七条第五項第四号リ | 法第十四条第五項第二号ハ |